

動画配信者としての子ども

Kinder als Webvideoproduzenten

高橋大輔

要約

インターネットの普及は、大人の世界に止まるものではなく、子どもの世界にもその影響力を広げている。その結果、子どもとインターネットの関係をどのようにすべきかという問題は避けることのできない問題となっている。特に、インターネットによって、子どもたちにも情報発信の機会が開かれた。本論文では、情報発信の中でも、特に「動画配信」について、現行法の枠内でどのように「予防的に」子どもの福祉を保護できるのかなどについて検討する。

I. はじめに

現代社会において、インターネットは人々の生活に欠くべからざる道具になっていると言ってしまうかもしれないが、少なくとも多くの人々が利用する道具であり、生活の端々にその影響を及ぼしている。そして、インターネットを通じて、我々は、「一方的に情報を受け取るだけでなく、発信も含めた双方向の情報のやりとりを通して、より便利で快適な生活〔傍点筆者〕¹」を送っている。このようなインターネットの普及は、大人の世界に止まるものではなく、子どもの世界にもその影響を及ぼしている。その影響力が増せば増すほど、負の側面も脚光を浴びることになる。出会い系サイト、学校裏サイト、インターネット依存など様々な問題がマスコミなどを通して、社会に伝えられてきた。そのため、現在、子どもとインターネットの関係をどのようにすべきかという問題は避けることのできない問題となっている。

従来のマスメディアに比べ、インターネッ

トはマスメディアの業務に従事していない人々に情報発信の機会を開いた。一部のアプリなどについては、年齢制限が付けられているけれども、本質的には、大人と同様に未成年者である子どもたちにも情報発信の機会が開かれている。既に、社会においては、SNSで子どもが情報発信をしたり、動画を配信することによる不利益は伝えられてきている。例えば、動画を配信したことにより、子どもの住所などが突き止められることもある。また、不適切な動画を配信したことにより、退学などの処分を受けることもある。さらには、著作権の侵害などといった違法行為を行い法的責任を問われることもある。このような子どもの不利益を防ぐためには、そのような動画を配信する前の「予防的対応」が重要になってくる。

ところで、「子どもの情報発信」と言った場合には、極めて広範な内容となってしまう。例えば、動画を配信したり、SNSで意見を表明することも情報発信であるし、より広くは、買い物のために配送先などの「情報」を

1 石原一彦「子どもたちとインターネットとの出会い」こころの科学 211号（2020年）8頁。

店側に発信するのも情報発信であろう。いずれにしても、これらに子どもの福祉を脅かす危険があるのも事実であるけれども、全てを検討することは紙幅の都合上から、何より筆者の能力の問題で不可能である。そこで、本論文においてはひとまず、「動画配信」を念頭に置いて検討していきたい。このように動画配信を本論文の問題意識の対象とするのは、以下の2点の理由による。第1に、動画を作成するのが、文章を作成するよりも容易であると考えられるからである。視覚や聴覚に何らかの障がいなどが無いのであれば、人は通常「聞く→話す→読む→書く」という順番で言語を習得する。もちろん言語を習得したからと言って、他者を説得できる、または他者の共感を得られるかは別問題である。ただし、単純に「できる・できない」という能力の問題に限定すれば、書かれた文章を通じて情報発信をしなければいけなかったインターネットは、動画配信が可能になった時点で、話している動画を通じて情報発信が可能となったのである。このとき、動画作成については編集などの作業が必要で、子どもには難しいのではないかという疑問も生じる。しかしながら、質を問わないのであれば、スマートフォンなどのカメラ機能を利用すれば、簡単に動画は撮影できるのであり、それを投稿してしまうだけでも動画配信は可能である。第2に、動画は多くの情報を含み得るからである。動画を撮影した場合、動画を撮影した「時間」「場所」「状況」などが映り込む。また、動画を作成している者の「顔」なども、本人が自分の姿を明確に撮影している場合だけではなく、意図的に顔を隠したとしても不注意により映り込むことがあり得る。このように情報が多く映り込むことになる結果、本来インターネットの特性として挙げ得る匿名性が弱まることになり、動画投稿者を特定するこ

とが可能となり、その個人情報を読み解くことも可能になる。ところで、動画配信と動画投稿は厳密に言えば異なる。利用するサービスによっては、投稿した動画を特定の人間にしかな公開しないことも可能であり、理論上は投稿しても他者が視聴できないようにすることは可能である。本論文の問題意識は、子どもが投稿した動画が他者に視聴されることによる子どもの不利益についてである。そのため、以下では基本的には「動画配信」という文言を使用し、動画を投稿する行為だけを指す場合や主眼がある場合については「動画投稿」という文言を使用する。なお、引用する文献についてはこの限りではない。

以上のような問題意識に基づき、本論文では、子どもがインターネットを通じて動画配信をした場合に、どのように現行法の枠内で「予防的に」保護できるのかを検討すると共に、今後どのような予防的な保護が考え得るのか考察する。

II. 子どものインターネット利用状況

まず、そもそもの問題として、日本における子どものインターネット利用状況を確認したい。子どもへのインターネット普及について、その時期を分類することが可能である。例えば、藤川大祐（以下、本論文においては敬称を省略させていただいている）によって、主に使用されていた端末に着目して、以下のように3つの時期に分類されている²。

- ① 1995年頃～2003年頃：パソコンやPHSが中心の時期
- ② 2003年頃～2013年頃：いわゆるガラケーが中心の時期
- ③ 2013年頃～現在：スマートフォンが中

2 藤川大祐「インターネット時代の家族のあり方」こころの科学211号（2020年）43頁。

心の時期

藤川大祐によって、それぞれの時期について以下のような説明がなされている³。すなわち、①の時期には、インターネットを日常的に使う子どもは少なく、パソコンでウェブサイトを見たり、PHSでメッセージのやり取りをしたりすることがなされた程度であった。②の時期には、カメラや音楽プレイヤーの機能を搭載した日本独自の携帯電話（ガラケー）が普及し、写真つきメール、プロフィールサイト、携帯電話向けホームページ、ソーシャルゲームといったガラケー向けサービス

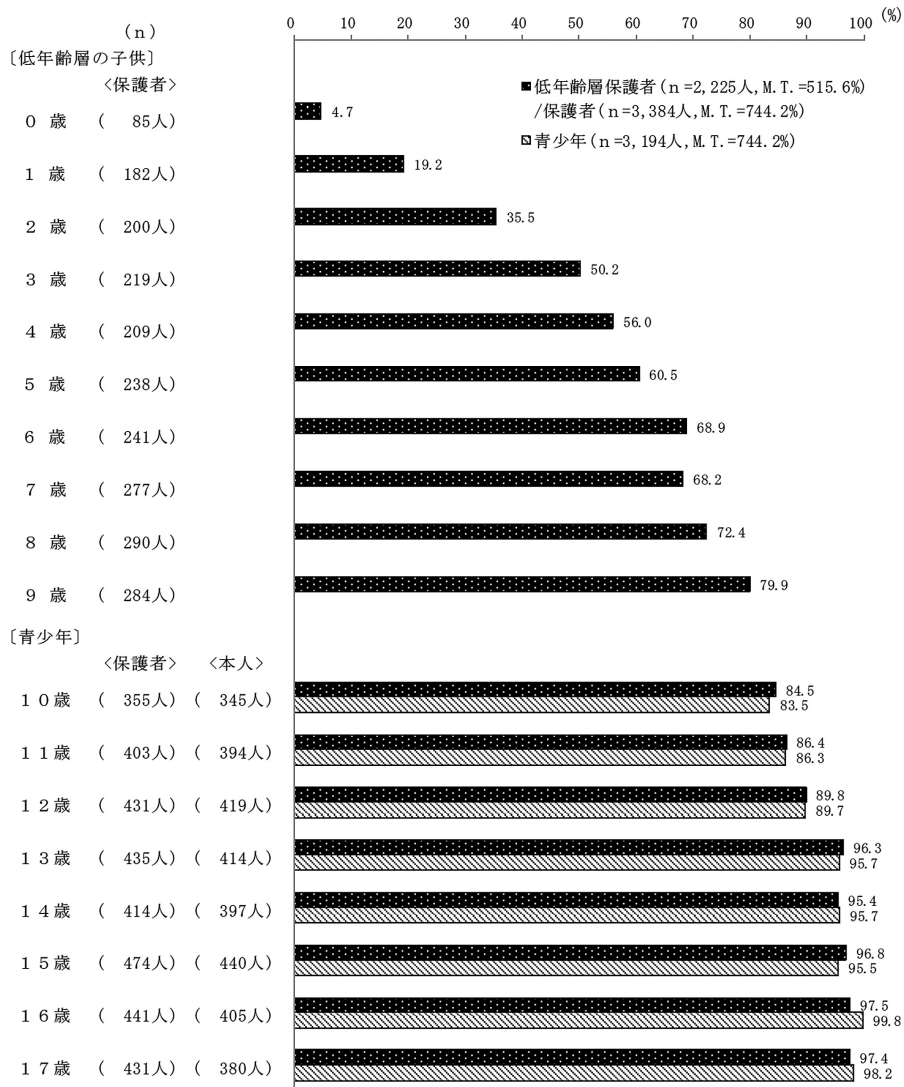
を使う子どもが多くなった。③の時期になると、SNSでのコミュニケーション、ゲームアプリの利用、動画視聴等で長時間スマートフォンを利用する子どもが多くなった。インターネット利用の低年齢化が顕著になった時期でもあり、乳幼児期から、タブレット端末や保護者のスマートフォンでゲーム利用や動画視聴をすることが多くなった。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月⁴』によれば、3歳の段階で50%以上の子どもがインターネットを利用している（図表1参照）。

3 藤川大祐・前掲注（2）43頁。

4 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月』（<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html>、2020年9月28日11時00分、筆者確認）。

図表1 年齢別の子どもインターネットの利用状況



※「インターネット利用率」は回答した青少年全員及び青少年の保護者全員、低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計

出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月』221頁⁵。

それでは、子どもたちはインターネットを何のために利用しているのでしょうか？利用内容をまとめたものが下記の図表2「0歳から満9歳までのインターネットの利用内容」、図表3「満10歳から満17歳までのインターネッ

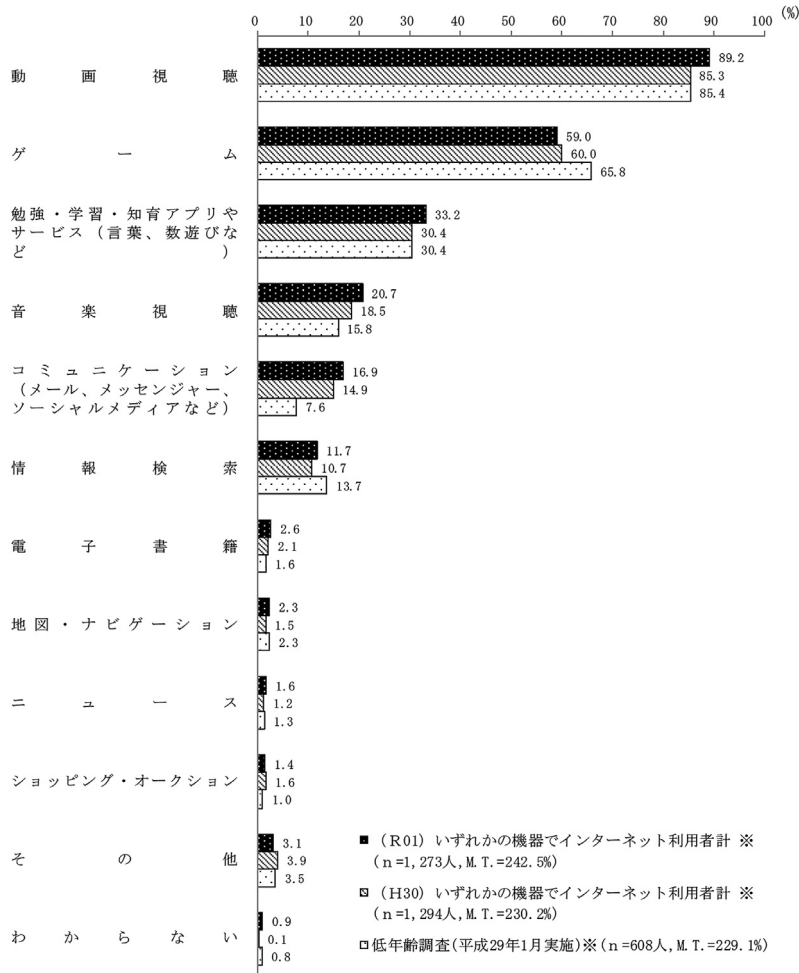
トの利用内容」である。図表2は、2019（令和元）年度の調査については低年齢層の子どもの保護者に対する調査であり、2020（令和2）年1月1日時点で、0歳から満9歳の子どもの保護者が調査対象者である⁶。図表3は、

2019（令和元）年度の調査については2020（令和2）年1月1日時点で、満10歳から満17歳の子どもが調査対象者である⁷。また、図表2、図表3共に複数回答であり、利用している

機器が複数ある場合には、それぞれの機器について、あてはまるものをすべてを回答するよう求めている⁸。

図表2、図表3からわかるように、「動画

図表2 0歳から満9歳までのインターネットの利用内容



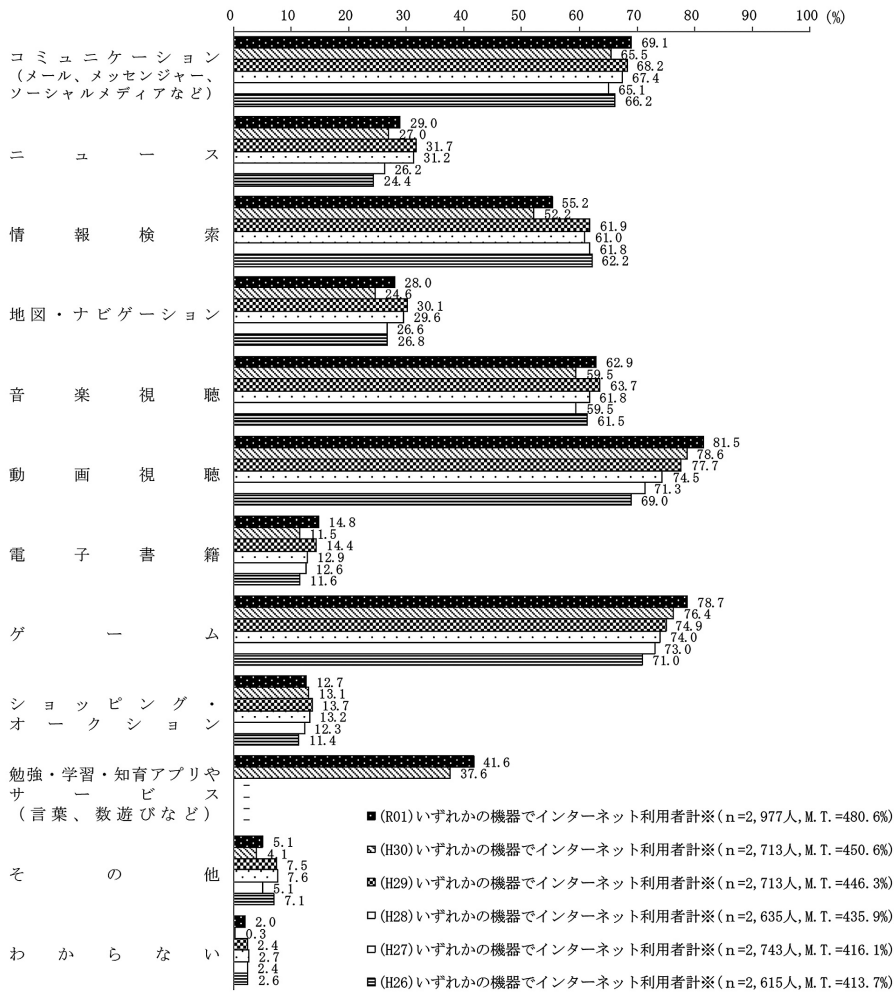
出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月』239頁⁹。

- 6 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・前掲注（4）2頁。
- 7 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・前掲注（4）2頁。
- 8 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・前掲注（4）48頁、238頁。
- 9 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・前掲注（4）239頁。なお、原文では図表のタイトルは「子供のインターネットの利用内容」となっている。本論文においては、図表3との区別を明確にするため、「0歳から満9歳までのインターネットの利用内容」と表記した。

視聴」や「ゲーム」が利用の中心であり、満10歳から満17歳の子どもにおいては、これらに加えて、「コミュニケーション（メール、メッセージ、ソーシャルメディアなど）」、

「音楽視聴」、「情報検索」が50%を超えている。本論文の問題意識である「動画配信」として利用している子どもの割合は統計に表れてきていない。

図表3 満10歳から満17歳までのインターネットの利用内容



※「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「契約期間が切れたスマートフォン」「携帯電話」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「学習用タブレット」「子供向け娯楽用タブレット」「携帯音楽プレイヤー」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」のいずれかで利用内容に回答あり計

出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月』48頁^{10）}。

10 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）前掲注（4）48頁。なお、原文では図表のタイトルは「インターネットの利用内容」となっている。本論文においては、図表2との区別を明確にするため、「満10歳から満17歳までのインターネットの利用内容」と表記した。

それでは、動画「視聴」と異なり、動画「配信」を行う子どもは少数と言い得るのだろうか？この点について注意しなければいけないのは、動画を簡単に挙げることのできる SNS が現在若者の人気を集めていることである。例えば、「ストーリーズ」の人气が指摘されている。2019 年時点の情報ではあるけれども、鈴木朋子によれば、「ストーリーズ」とは以下のようなものである¹¹。すなわち、「ストーリーズ」は 24 時間で自動的に消えるショートムービー機能であり、1 本当たり最大 15 秒の動画を投稿できる。「ストーリーズ」の視聴の際には、現在視聴している動画をつまらなさと感じた場合には、画面をタップすることにより、次の動画を視聴することができる。その結果、1 日たてば消える上に、じっくり視聴されることがなくなり、投稿者は気楽に投稿できることになる。そのため、「特別な瞬間」ではない「日常」を投稿することに用いられているとされる。また、「TikTok (ティックトック)」を挙げることもできる。2019 年時点の情報ではあるけれども、鈴木朋子によれば、「TikTok」とは以下のようなものである¹²。すなわち、口パク(くちパク)やダンスなどのショートムービーを簡単に投稿できるショートムービー共有サービスである。口パク動画はアプリで BGM を選んで録画するだけで作成でき、ズームや早回し、フィルター効果を掛けるのも簡単であり、短時間で質の高い動画が作成できる。この動画投稿の容易さが「TikTok」の人気の理由とされる。「TikTok」も最大 15 秒の短い動画で、視聴の際には、現在視聴している動画をつまらなさと感じた場合には、画面を上フリックする

ことにより、次の動画を視聴することができる。

このように、先の調査では「動画配信」のためにインターネットを利用している子どもは表の中に現れてこなかった。しかし、現実には、容易に動画を配信できる環境は整えられており、視聴できるのみではなく、容易に投稿できることも人気の要因の 1 つと挙げられている。

このような短時間の動画を配信するだけではなく、子どもたちの中には、既に多くの視聴者を得、動画配信者として活躍している子どもたちも存在している。例えば、「キッズライン♡ Kids Line」が YouTube チャンネル登録数 1,000 万人以上のクリエイターに贈られる賞「ダイヤモンドクリエイターアワード」を日本国内で初めて受賞したことが 2020 (令和 2) 年 8 月に報道されている¹³。記事によれば、「キッズライン♡ Kids Line」は「子育て真っ最中のお母さんが運営」しており、未成年者と思われる「こうくん・ねみちゃん」が楽しく遊んだり出かけたりする、親子で楽しめる動画を日々公開している。

以上のようなサービスには年齢制限がかけられているものも多く、未成年と言っても、年齢によって利用できるサービスは異なってくる。ただ、サービスによって年齢も異なってくるため、ひとまず本論文においては未成年者全般を念頭において議論を進めていきたい。

一方で、動画配信に伴って、様々なトラブルが生じている。例えば、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課『インターネットトラブル事例集(2020年版)(以下、単に『事例集』という)¹⁴』において紹介されている事

11 鈴木朋子『親が知らない子どものスマホ イマドキ中高生 驚きの SNS& ネット事情』(2019 年、日経 BP) 48～50 頁。

12 鈴木朋子・前掲注(11) 52～55 頁。

13 <https://www.jiji.com/jc/article?k=000000046.000033617&g=prrt>、2020 年 11 月 11 日 15 時 48 分筆者確認。追記、2020 年 11 月 25 日 14 時 20 分に当該 URL において、当該記事が存在しないことを確認した。

例を挙げることができる。なお、『事例集』は、教育や子育ての現場で、子どもたちに必要な情報活用能力を育てる一助になるように作成されたものである¹⁵。

例えば、「悪ふざけなどの不適切な投稿¹⁶」として、「Dくん、Eくん、Fさんの3人は、学校の帰りに制服のまま線路に立ち入り、大はしゃぎで写真を撮影。仲間に見せようと、SNSにアップしました。」「あつという間に特定されて学校名や名前が晒され、警察に通報が。鉄道営業法違反等の罪で家裁に送致され、学校には抗議の電話やメッセージが…」という事例が挙げられている。次に、「他者の権利を侵害する投稿や視聴¹⁷」として、「Kくんは、愛読している人気の連載マンガを撮影して動画サイトに投稿。それをSNSでつぶやくと、多くの人が視聴し、感謝のコメントももらいました。」「動画サイトの運営側から警告をうけましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Kくんは著作権法違反容疑で逮捕されました。」という事例が挙げられている。そして、「旅行中の写真投稿や書き込みによる空き巣被害¹⁸」として、「夏休みに、家族旅行に行ったSさん。仲良しへの暑中見舞いを送る代わりに……と思い、旅先から写真やメッセージを自分のSNSに投稿しました。」「帰ったら、家の中がグチャグチャ！留守にしている間に空き巣に入られてしまったのです。投稿内容から不在が知られてしまい狙われたとのことでした。」という事例が挙げられている。「投稿から個人が特定されたことによる被害¹⁹」として、「よ

く行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたTさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報オフで撮影した写真を投稿しました。」「その後、誰かに後をつけられていることに気づきました。引き金は、Tさんが投稿した写真の背景。場所がわかり生活範囲が特定されてしまいました。」という事例が挙げられている。

『事例集』においては、「写真」となっているものについても、先述のように近時SNSでは動画投稿も容易になってきていることから、動画配信の場合についても同様の問題が生じ得る。特に、場合によっては、動画配信の方が多くの情報を含むことから、より一層重大な問題を惹き起こす危険があると考えられる。

このように動画配信には危険が伴う。これらの危険は、確かに動画配信に限定されることなく、他の方法による情報発信にも共通し得る問題ではあるけれども、ひとまず本論文の問題意識に従い、ここでは動画配信に限定して考察していく。『事例集』に記載されているように、著作権法などの法規範に抵触すれば、子どもであっても法的責任を問われ得る。また、不在であることが広く知れ渡ったり、住所が特定されれば、現実には不利益を受ける危険が生じる。子どもの福祉の観点からすれば、このような問題が発生しないことが望ましい。そのため、以下では予防的観点から考察を加えるものとし、事後的な法的責任についてはこれ以上言及しないものとする。

このとき、予防的観点で言えば、最も単純で、制限された時間内で最も効果的なのは、

14 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課『インターネットトラブル事例集（2020年版）』（https://www.soumu.go.jp/main_content/000681954.pdf、2020年11月25日16時13分筆者確認）。

15 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注（14）2頁。

16 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注（14）7頁。

17 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注（14）12頁。

18 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注（14）19頁。

19 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注（14）20頁。

「子どもにインターネットを使用させない」ことである。しかし、筆者はこのような考え方を首肯することはできない。理由として、第一に現在のインターネット社会において、インターネットを利用せずに生きることは不可能とまでは言わないが、極めて難しいからである。例えば、近時大学の入学願書の提出をインターネット上の申請に限定している大学もある。このとき、インターネットを利用しなければ入学できない大学などには進学しなければよいという考えも成り立つ。しかし、インターネット利用の有無だけで、子どもの進路が制限されてしまうのは、少なくとも子どもの福祉に合致しているとは言えない。また、子どもが未成年の間は親が代わりにインターネットを使い、手続きなどを行えばよいという考えも成り立つ。しかし、子どももいずれ成人し、市民として生活していくことになるのであるから、いつまでも自分でインターネットを利用できないのは不便であるし、何より、それまでインターネットに触れたことがないというのは現在の社会状況を鑑みると不利益の方が大きい。以上のような子どものインターネット使用禁止に対する消極的な意見とは別に、インターネットを積極的に使用させるべきであるとの意見も見られる。例えば、土井隆義は、現在の多くの子どもたちがインターネットの発達によって、関心対象も生活圏も狭窄化し、その結果、人間関係も逆に狭まっていることから、人間関係を外部へと拓かせることが重要であるとし、インターネットもそのツールとして積極的に活用されなければならないと指摘している²⁰。

以上のような「インターネットを使用させない」という解決とは別に、または、本論文の問題意識に限って言えば、「動画を配信させない」という方法も考えられ得る。この点については、今後の検討課題でもあるけれど

も、子どもの人権や憲法との関連で考えた場合、子どもに限らず、動画を配信することは「表現の自由」や「意見表明権」に関連してくると筆者は考える。そうであるとすれば、抽象的な危険でこのような行為を禁止することは行き過ぎた介入であると思われる。そのため、親権者などがそれぞれの子どもについて、その子が過去に動画作成のために危険な行為を行ったことなどを理由に、動画の作成や配信を禁止するというのであればともかく、一律に年齢などを根拠に動画配信を禁じるべきではないと考える。

Ⅲ. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

子どもが動画配信をする場合に、予防的にその福祉を保護できるのかを法的に検討する上で重要なのは、2008（平成20）年に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下、単に「青少年インターネット環境整備法」という）」である。

青少年インターネット環境整備法の目的について、第1章「総則」内の1条において、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、以下の①②により、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することと規定している。すなわち、①青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェア²¹の性能の向上および利用の普及、その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする

20 土井隆義「ネット社会の関係病理—つながり依存といじめ問題」こころの科学211号（2020年）25頁。

ための措置等を講ずることである。このとき、青少年インターネット環境整備法における「青少年」とは、「18歳に満たない者」をいうとされる（同法2条1項）。次に、「保護者」とは、「親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者」をいうとされる（同条2項）。そして、青少年インターネット環境整備法における「青少年有害情報」とは、「インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」をいうとされる（同条3項）。「青少年有害情報」の例示として以下のものが挙げられている（同条4項）。すなわち、①犯罪もしくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、もしくは誘引し、または自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報、②人の性行為または性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させまたは刺激する情報、③殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報である。

青少年インターネット環境整備法3条は、施策実施に当たっての3つの基本理念を明記している。すなわち、第1の理念として、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得することを旨とすること（同法3条1項）。第2の理念として、青少年有害情報フィルタ

リングソフトウェアの性能の向上および利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることができるだけ少なくすることを旨とすること（同条2項）。第3の理念として、自由な表現活動の重要性および多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国および地方公共団体はこれを尊重することを旨とすること（同条3項）。

このとき、第3の理念から、日本における青少年のインターネットの利用環境の整備は民間が主役であるとされる²²。また、内閣府、総務省、経済産業省『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説 平成30年1月（以下、単に『条文解説』という）²³』によれば、携帯電話事業者の18歳未満の携帯電話の利用者に対するフィルタリングの原則適用など、民間における主体的・自律的な取組がすでに実施されており、民間の取組を阻害することなくさらに順調に発展させるため、また、インターネットを利用した表現の自由に配慮して、国の関与は最小限にとどめ、民間主導の取組を支援するとの観点から、これを第三の理念としたものとされる²⁴。

21 青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上、インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラムをいうものとされる（同法2条9項）。

22 齋藤長行『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策—情報化社会におけるリテラシー育成と環境整備』（明石書店、2017年）18頁。

23 内閣府、総務省、経済産業省『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説 平成30年1月』（<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf>、2020年9月18日16時34分、筆者確認）。

24 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注（23）14頁。

青少年インターネット環境整備法は、関係者に以下のような責務を課している。まず、国および地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、実施しなければならない（同法4条）。加えて、国および地方公共団体は、関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者（以下、単に「関係事業者」という）、関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めなければならない（同法7条）。次に、関係事業者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとしている（同法5条）。そして、保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針および青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、①インターネットの利用の状況を適切に把握すること、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理すること、③その青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めなければならない（同法6条1項）。さらに、保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとされる（同条2項）。

以上のような「総則」の後に、青少年インターネット環境整備法は、第2章「基本計画」、第3章「インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等」、第4章「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」、第5章「インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体

等」、第6章「雑則」を規定する。

第2章における「基本計画」とは、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画のことであり、子ども・若者育成支援推進法26条の「子ども・若者育成支援推進本部」が定め、その実施を推進するものとされる（同法8条1項）。

第3章において、「インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等」として、国および地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育および家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされる（同法9条1項）。また、国および地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発や普及を促進するため、研究支援、情報収集、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとされる（同条2項）。そして、国および地方公共団体は、家庭において青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとされ（同法10条）、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとされる（同法11条）。関係事業者やその他の関係者にも、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努力義務が課されている（同法12条）。

第4章「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」において、まず、携帯電話インターネット接続役務提供事業者²⁵等は以下の義務が課されている。すなわち、携帯電話インターネット接続役務²⁶

の提供に関する契約（以下、単に「役務提供契約」という。）の相手方または役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認する義務（同法13条）。青少年または保護者へ、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性があること、青少年有害情報フィルタリングサービス²⁷の利用の必要性と内容、青少年インターネット環境整備法16条に規定する「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」の必要性と内容を説明する義務（同法14条）。青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供する義務（同法15条）。青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じる義務（同法16条）。これに対して、インターネット接続役務提供事業者には、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する義務がある（同法17条）。なお、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供する義務（同法15条）、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じる義務（同法16条）については、保護者の申出があれば、それらの義務を履行する

必要はない（同法15条但書、16条但書）。

このとき、「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」とは、「インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置」のことである（同法16条）。具体的には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの起動制限に関するOSの設定を含む）を想定しているとされる²⁸。このとき、青少年インターネット環境整備法16条は、2017（平成29）年の改正によって、新設されたものである。その理由について、長谷川智史によれば、青少年インターネット環境整備法が2008（平成20）年に成立した当初においては、携帯電話回線によるインターネット接続を通じた青少年有害情報の閲覧を制限するネットワーク型のフィルタリングサービスが念頭に置かれていたけれども、その後、無線LANや様々なアプリ経由のインターネット接続が可能なスマートフォン等が急速に普及し、それらについてはネットワーク型のフィルタリングサービスだけでは対応できず、端末の側での青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストールやOSの設定による青少年有害情報の閲覧の制限を行うことが必要になってきたためとされる²⁹。ここにも、

25 青少年インターネット環境整備法において、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう（同法2条8項）。

26 青少年インターネット環境整備法において、「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう（同法2条7項）。

27 青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務または青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう（同法2条10項）。

28 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注（23）27頁。

インターネットに関する技術革新の速さが見てとれる。先に紹介した藤川大祐の分類では、2013（平成 25）年頃から子どものインターネット利用はスマートフォン中心になっている。やむを得ないことではあるけれども、法改正までには年単位の時間が必要とされている。

次に、インターネット接続機器を製造する事業者には、インターネット接続機器を販売する際に、原則として、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことなどにより、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアや青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じる義務が課されている（同法 18 条）。そして、プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置および当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない（同法 19 条）。このとき、「プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラム」とは、いわゆる「OS」のことである³⁰。青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者および青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするよう努めなければならない。また、青少年

有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、または、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する際には、①閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階および利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること、②閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすることに配慮するよう努めなければならないとされる（同法 20 条 1 項）。その他に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者および青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者には、開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア、または、その提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能および利便性の向上に努めることも求められている（同条 2 項）。

特定サーバー管理者には、青少年閲覧防止措置等をとるよう努めることが求められている。このとき、青少年インターネット環境整備法において、「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいうものとされる（同法 2 条 11 項）。『条文解説』によれば、「特定サーバー管理者」は、営利を目的とすることを要件とせず、官公庁、企業、大学等が、特定サーバーを設置して使用させている場合についても対象となる。具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者であれば、該当しうるのである。³¹

29 長谷川智史「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 75 号）」自由と正義 68 卷 12 号（2017 年）77 頁。

30 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注（23）39 頁。

31 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注（23）9～10 頁。

特定サーバー管理者に課せられる努力義務として、具体的には、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったときや、自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下、単に「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない（同法21条）。特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない（同法22条）。特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない（同法23条）。

第5章においては、「インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等」として、「フィルタリング推進機関」やインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体への支援などを規定する。

以上を踏まえ、本論文の問題意識から重要である点をまとめると以下ようになる。すなわち、青少年インターネット環境整備法は、その総則において、国および地方公共団体には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにする」ための施策の策定、実施を義務付け（同法4条）、関係事業者には、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得」に資するための措置を講ずることを義務付け（同法5条）、保護者には、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進」に努めることを義務付けていた（同法6条1項）。ただし、具体的な青少年の保護としては、フィルタリングを中心として、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることが中心である。

IV. 考察

以上を踏まえ、以下では本論文の問題意識である動画配信において、どのように現行法の枠内で予防的に子どもの福祉を保護できるのかを検討し、あわせて、今後どのような保護が考え得るのか考察する。

先述のように、青少年インターネット環境整備法は必ずしもフィルタリングなどの整備だけを関係機関に義務付けているわけではないため、子どもの動画配信についても今後は制度設計など議論が進展していくことが望まれる。ただ、具体的にどのように保護していくのかについては、条文上は規定されていないため、そのような制度設計には時間が必要となる。それゆえ、喫緊の子どもの保護については限界がある。

現段階においては、具体的な子どもの保護については、「保護者」に期待せざるを得ないであろう。青少年インターネット環境整備法6条1項は、保護者に、その保護する青少年について、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理する努力義務と「インターネットを適切に活用する能力の習得を促進」する努力義務を課しているものであり、これは、青少年がインターネットの情報を受信するだけでなく、自ら発信する場合にも当然当てはまるものと考えられる。そうであるとすれば、現行法においては子どもが動画配信をする場合に、予防的に子どもの福祉を保護する者として「保護者」の存在が期待され得る。ただし、条文上は、「インターネットを適切に活用する能力の習得を促進」する努力義務であるから、動画配信についていえば、個別の動画配信を監督などする義務ではなく、動画配信を適切に活用する能力を取得させることが義務となる。

このように解した場合、少なくとも以下の2点の問題が生じる。

第一に、そもそも「保護者」とは「誰か？」という問題が生じる。青少年インターネット環境整備法2条2項によれば、「保護者」とは、「親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者」である。『条文解説』によれば、「これらに準ずる者」とは、「親権者・後見人不在の場合に青少年を実質的に監護・養育している者など」を指すものとされる³²。

この解釈に従うのであれば、児童福祉施設に入所している児童³³で、かつ、児童に親権者または未成年後見人がいないときは、親権者または未成年後見人が就任するまでの間、児童福祉施設の長が「保護者」ということになる。なぜならば、このような場合には、親権者または未成年後見人が就任するまでの間、児童福祉施設の長が親権を行うことになっているからである（児童福祉法47条1項）。また、児童虐待などのために、一時保護されている児童や里親などに委託中の児童で、親権者または未成年後見人がいない者に対しては、親権者または未成年後見人が就任するまでの間、児童相談所長が親権を行う（同法33条の2第1項、47条2項）ことになるため、児童相談所長が「保護者」ということになる。

これに対して、児童福祉施設に入所している児童や里親などに委託されている児童で、親権者または未成年後見人がいるときにも、児童などに関する監護、教育および懲戒に関し、児童福祉施設の長や里親などは、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる（児童福祉法47条3項）。しかし、『条文解説』によれば、保護者は「親権者・後見人不在の場合に青少年を実質的に監護・養育している者など〔傍点筆者記入〕」を言うのであるから、このような場合には、児童福祉施設の長や里親などは「保護者」に該当しな

いことになる。また、一時保護が行われた児童に親権者や未成年後見人がいるときにも、児童相談所長は監護、教育および懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる（同法33の2第2項）。この場合にも、親権者や未成年後見人がいるため、児童相談所長は「保護者」に該当しないことになる。理論的に考えると、このような見解には違和感を覚えるところではある。確かに、例えば児童虐待などを原因として、一時保護がなされている場合などについては、何よりその親などから保護しなくてはならず、青少年をインターネットから保護するどころの問題ではないため、現実には問題になりにくいであろう。しかし、親権者がいても、児童の養護施設などでの生活が長期化することも少なくないため、そのような場合には、やはりインターネットからの保護という問題が生じ得る。このように考えていくと、親権者・後見人の有無を論じるまでもなく、青少年を実質的に監護・養育している者を保護者と解する方がいいのではないかという疑問が生じる。しかし、そのように考えた場合には、具体的に「青少年を実質的に監護・養育している」とはどこまでの範囲を言うのか？という新たな問題が生じ得る。例えば、父母が離婚し、親権者を母とし、監護者も定められなかった場合において、面会交流として月に1回父親が1時間子どもと面会交流をしていた場合、この1時間の「保護者」は誰なのか問題となる。『条文解説』の見解であれば、親権者である母親が存在する以上、父親との面会交流中も母親が「保護者」ということになるため、単純で、明白である。しかし、「青少年を実質的に監護・養育している」者は誰かを常に検討することになれば、個別具体的な状況を踏まえて判断せねばならないことになる。

32 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注(23)3頁。

33 児童福祉法における「児童」とは、満18歳に満たない者をいう（児童福祉法4条1項）。

また、「保護者」という文言は青少年インターネット環境整備法以外の法律にも使われている。このとき、全ての文言を同一の意味に解すべきなのか、または解する必要までではないのかについても議論が必要である。同一の文言が使われている以上、同じ意味として解すべきであるという見解が考えられる一方で、個々の法律はその目的とするところは異なる以上、その目的に合致した解釈をそれぞれに行うべきであるという見解も生じ得る。このように「保護者」概念については、他の法律との関係も検討した上で考察する必要がある。そのため、紙幅の都合もあるため、本論文ではこれ以上言及せず、今後の課題とせざるを得ない。

第二の問題として、保護者に課せられた、その保護する青少年について、インターネットを適切に活用する能力の習得を促進する努力義務に、動画配信を適切に活用する能力の習得させることが含まれると解した場合に、そのようなことが「保護者に可能なのか？」という問題である。この点については、保護者への教育が重要になる。青少年インターネット環境整備法9条1項は、国および地方公共団体に、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、家庭でのインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずることも命じている。動画配信に関する保護者への教育も本規定に含まれ得ると考えられる。実際、フィルタリングについては、保護者のフィルタリングに対する知識が高いほど、フィルタリングを利用しており、安全への意識が高いほど、家庭のルールの数も多く策定しているという調査結果が出ている³⁴。ただし、動画配信に限らず、どこまで保護者を教育できるのかについては疑問もある。特に、インターネットに関する技術革新は極めて速く、教育

された知識が既に役立たなくなっている危険がある。また、現在使われているアプリが、将来いつまで使われているかはわからない。わずか2、3年で主流となるアプリが変わってしまうことも少なくない。

先述のように、筆者は、青少年インターネット環境整備法を根拠に保護者に課せられる義務は、動画配信を適切に活用する能力を取得させることであると考え。それでは、個別の動画配信を監督する義務まで含めることはできないであろうか？1つの方法として、「保護者」ではなく「親権者」については監護教育の権利義務（民法820条）があり、「未成年後見人」にも監護教育の権利義務がある（同法857条、820条）ことから、これらに個別の動画配信を監督する義務まで含めることが考え得る。しかし、私見を述べれば「監護教育」という文言に、「個別の動画配信を監督する義務」というあまりにも具体的すぎる義務を求めるのは無理があると思われる。個別の親権者や未成年後見人がそれぞれの子どもに対して、配信する動画を監督するというのであればともかく、一律に監護教育の権利義務の中に、そこまでの義務を入れ込むべきではなからう。

なお、子どもが動画配信によって、他者に損害を与えた場合、子ども本人だけではなく、親などが不法行為責任を負う可能性がある（民法709条、712条、714条）。しかし、本論文の問題意識は他者に損害を与えないように動画配信に予防的に対応するだけではなく、より広範に子ども自身の福祉を害しないようにすることも目的としているため、他者への損害の有無で変わってくることになる不法行為責任では目的を達し得ない。さらに、紙幅の都合と、なにより筆者の能力の問題からこれ以上は不法行為責任については検討しないものとする。

以上のように親権者などに個別の動画配信を監督する義務を課すことは現行法の枠内においては難しいと考えられる。そうであるとすれば、立法によって新たにそのような義務を保護者または親権者などに課すことが考えられる。しかし、筆者はこの点については、懸念を覚える。なぜならば、動画配信が子どもからの SOS になることもあるからである。2019（平成 31）年 3 月に 6 歳の子どもの背中を複数回蹴るなどしたとして、母親が逮捕された³⁵。記事によれば、暴行の様子を撮影した動画が Twitter（ツイッター）上に投稿されていた。福岡県警が「虐待と思われる動画が上がっている」との匿名の通報を受けて発覚し、投稿されたアカウントを元に捜査し、母親が関与したと断定したという。記事には「誰が」動画を投稿したのか明記していないけれども、記事によれば、その家族は 4 人暮らしであり、母親が 6 歳の次男の背中を複数回蹴っている動画であることや動画の様子から、撮影し、投稿したのは中学生の長男である可能性が高いと思われる。このとき、児童虐待相談については、「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」³⁶」がある。そのため、動画配信に子どもからの SOS 機能を期待する必要はないという意見も予想し得る。しかし、子どもからの SOS は虐待に限定されるわけではなく、現時点で社会が認識できていない子どもの問題もあり得る。そのような問題について社会に問いかけることができる点では、動画配信の意義は大きい。次に、児童虐待に限ったとしても、「189」がどこまで認識されているのか不安もある。先述した中学生の長男が動画を投稿したと思われる事例であれば、Twitter 上で動画配信を行ってい

ることからすれば、「189」の存在を知らなかった可能性も考えられる。そして、動画の方が状況を「短時間」で、「正確」に把握しやすいという利点がある。先ほどの事例であれば、「母親が子どもの背中を複数回蹴っています」と通告されれば、まだ事態の深刻さも伝わるだろうけれども、「母親が子どもを怒っています」ではどこまで深刻なのか伝わりにくい。状況を正確に把握するためにも、より詳細な聞き取りが行われることになるであろう。しかし、その場合には、より多くの時間がかかってしまう。子どもが児童相談所などに通告する場合には、虐待をしている親の監視の目をかいくぐって通告する必要があるものであり、時間は短時間であればあるほど、望ましい。通話に比べ、動画であれば、撮影が済んでいれば、投稿するだけで済む。このように考えると、動画配信に保護者などの監督を行わせるのが果たしていいのかという疑問も生じる。ただし、家庭内のことを不特定多数に配信することを嫌がる子どもも考えられる。そのため、将来的には児童相談所などに動画を投稿できるようにすることが望ましいと考える。

V. おわりに

以上のように、本論文では、子どもの動画配信における、子どもの予防的な保護について法的に検討を行った。具体的には、「II」において、動画配信に限らず、子どものインターネット利用状況についてまとめ、現在では、動画配信が極めて容易になっているだけではなく、多くの視聴者を得て、活躍してい

35 朝日新聞 2019 年 3 月 9 日朝刊 39 頁。

36 「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」については、厚生労働省「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html, 2020 年 9 月 28 日 9 時 31 分、筆者確認)などを参照されたい。

る子どもが既にいることを明らかにし、その上で、想定されるトラブルについて明らかにした。このようなトラブルは子どもの福祉の観点から言えば、起きないのが理想的である。そのため、「Ⅲ」において、子どもが動画配信をする場合に、予防的にその福祉を保護できるのかを法的に検討するため、2008（平成20）年に成立した青少年インターネット環境整備法を紹介した。その上で、「Ⅳ」において、考察を行った。その結果、以下のような私見を述べた。すなわち、青少年インターネット環境整備法は必ずしもフィルタリングなどの整備だけを関係機関に義務付けているわけではないため、子どもの動画配信についても今後は制度設計など議論が進展していくことが望まれること。ただし、そのような制度設計には時間が必要となるため、現段階においては、具体的な子どもの保護については、「保護者」に期待せざるを得ないこと。特に、青少年インターネット環境整備法6条1項は、インターネットを適切に活用する能力の習得を促進する努力義務を課しているのであり、動画配信を適切に活用する能力を取得させることが義務となると解すること。ただし、この場合には、そもそも「保護者」とは「誰か？」という問題、保護者への教育が問題となることを指摘した。そして、今後の立法として、親権者などに個別の動画配信を監督す

る義務を課すことが考えられる。しかし、動画配信には子どもからのSOS機能も期待できるため、安易に親権者などに監督義務を課すことには懸念がある。そのため、将来的に児童相談所などへの動画投稿が可能になることを期待した。

本論文中で触れられなかった筆者の問題意識の1つとして、「子ども自らが動画配信に限らず、自分の使うインターネット上のサービスについて学ぶ義務を課す必要はないのか？」という点が挙げられる。先述のように、青少年インターネット環境整備法6条1項は、保護者にその保護する青少年について、インターネットを適切に活用する能力の習得を促進する努力義務を課している。しかし、インターネットにおいて利用されるサービスの入れ替わりは激しく、保護者がこれらを網羅するのには限界がある。そうであるとすれば、そのサービスを利用する本人に、そのサービスの危険性を含め学ぶことを課した方が効率が良い。しかし、青少年インターネット環境整備法にそのような義務は明記されていない。また、徒に義務を課しても、その実効性を担保することは難しい。そのため、この点についても今後の課題としたい。

（たかはし・だいすけ 本学部准教授）